

3/9

岩見沢市告示 第 26 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり公告し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 2年 3月 2日

岩見沢市長 松 野 哲



1. 都市計画の種類

下水道

2. 都市計画を定める土地の区域

岩見沢市若松町の一部

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

3. 縦覧場所

岩見沢市 建設部 都市計画課

岩見沢都市計画下水道の変更（岩見沢市決定）

都市計画下水道の「２．排水区域」を次のように変更する。

２．排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）面積 約 3, 1 2 4 ha（うち処理区域 約 3, 1 2 4 ha）

理 由

3・4・39 号 西 20 丁目通の都市計画決定に応じて発生する用途地域の拡大に伴う排水区域の変更。

変 更 説 明 書

1. 下水道の名称 岩見沢公共下水道

2. 変更概要

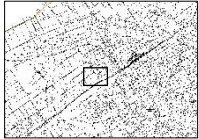
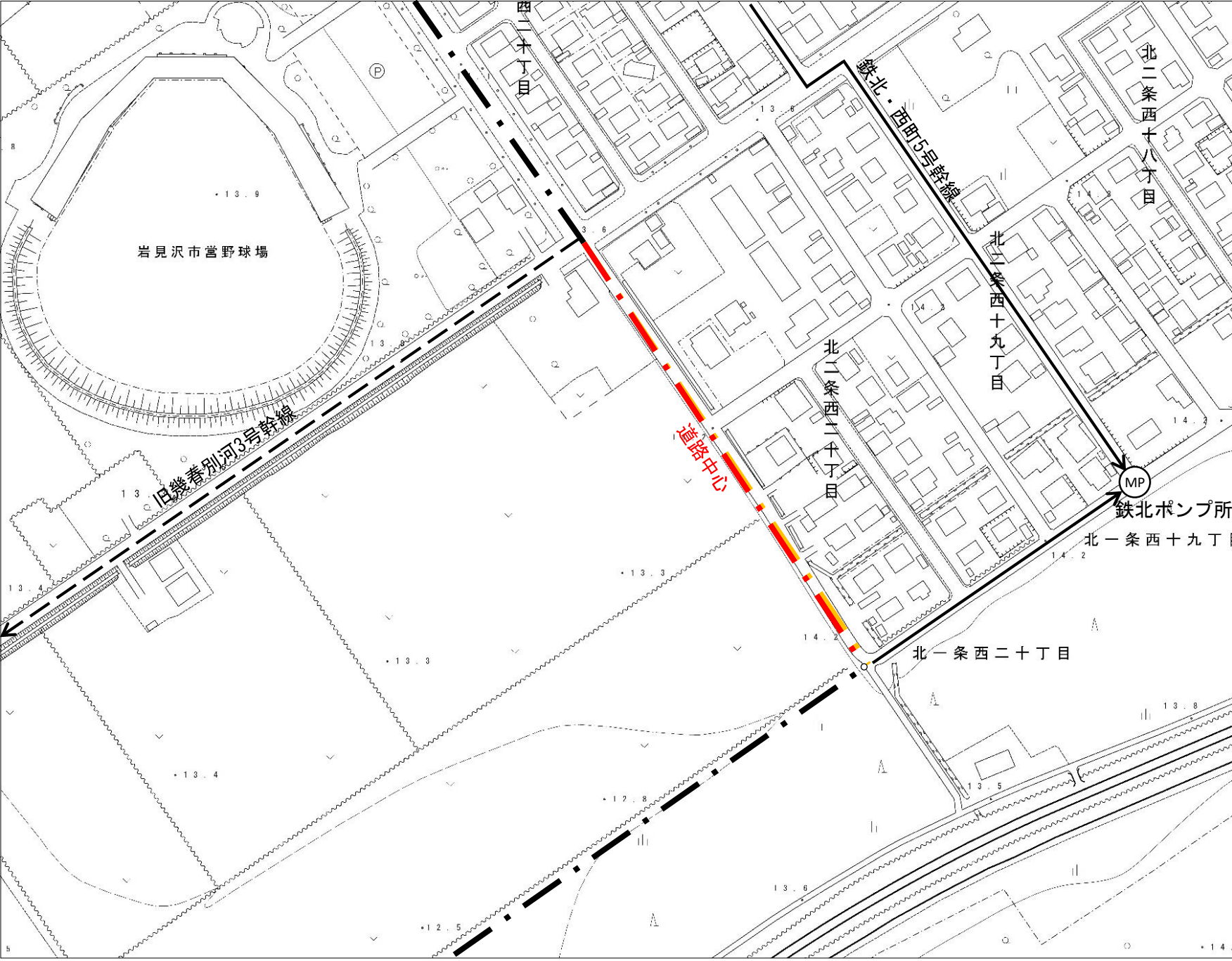
- 1) 3・4・39号西20丁目通の都市計画決定に応じて発生する用途地域の拡大に伴い、排水区域を拡大変更する。

3. 新旧対照表

2. 排水区域

「上段」：変更前、「下段」：変更後

本 文	(備 考)	変更の内容
「排水区域は総括図表示のとおり」	面積約 3,124ha (うち処理区域約 3,124ha)	用途地域の拡大により、排水区域を変更する。 面積は約 240 m ² 拡大。
〃	〃	



凡 例	
-----	都市計画区域
----	排水区域
→	幹線管渠（污水）
- ->	幹線管渠（雨水）
⊙MP	マンホール内ポンプ
■	変更前又は廃止
■	新規決定または変更後
■	変更なし

